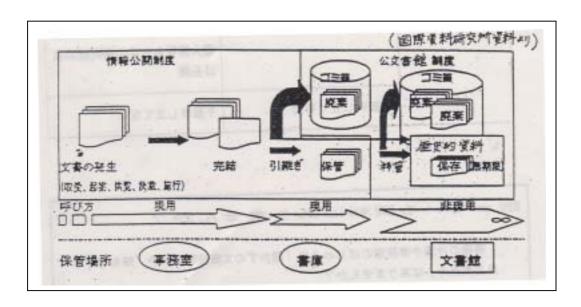
公文書館だより

第 3 号 平成 1 3 年 1 1 月 2 8 日 企画部公文書館発行 3579-2291

公文書館は、区が所有する歴史資料として重要な公文書等を公開するところです。「公文書や行政資料の公開だったら区政資料室が立派に役割を果たしているのに……。公開の仕方に何か違いがあるの? わざわざ公文書館で違う見せ方が必要なの?」ドキッ!…でも素晴らしい質問です。

区政資料室も公文書館もあるいは図書館も広い意味では情報を提供をする機関であることには違いはありません。住民の「知る権利」を支える施設でもあります。しかし、役所のシステムや制度の中では見せ方が違っています。なぜかというと、どこで、どんな情報をどのように利用することができるのかをしっかり区別していないと利用者もまた、見せる側も混乱するからです。今回はその整理をしてみたいと思います。

情報公開制度の裏側:公文書館制度



情報公開制度は、現用・半現用文書の開示についてのみを明らかにした制度です。 そして、非現用文書についてはその中の「歴史的、文化的価値を認められたもの」を「情報公開制度の外側」で公開すべきとしています。(情報公開法第二条第2項)この外側の制度の中で時空を越えた情報提供を可能にしたのが公文書館制度です。

情報公開制度と公文書館制度

	情報公開制度の公開	公文書館制度の公開
根拠法	情報公開法	公文書館法
対象文書	現用文書	非現用文書
	行政実施機関の保有する記録	歴史的・文化的又は学術研究
	された情報	用に特別の管理がされている
		情報
公開(見せ方)	開示	閲覧
	現用文書の情報の開示のため	歴史的事実の根拠の提示であ
	原課の立場からの公開・非公	るため原課ではなく公文書館
	開の意向が強く反映される	が公開の可否を考える
公開制限	制限あり	法令の規定により非公開とさ
		れている情報を除き原則公開
		個人情報も一定の期間経過後
		は公開
	不服申し立て可能	不服申し立てなし

眠っている資料はありませんか?

各課の事務室や個人の引出しに大切な公用文書等がまぎれていることはあ りませんか?

思い当たった場合には、どんな小さな情報でも結構ですから、公文書館に ご一報ください。

例えば

古い地図や刊行物・報告書・ポスター・パンフレット・写真・フィルム などなど

• 3579-2291